

鳥取縣公報

告示

昭和二十五年七月二十五日 火曜日
第二千百二十八号

本書ノ大キサハ鋼版規格A五判

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと

◇鳥取縣告示第三百五十五号
市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
一 建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字新町一〇八一
一 本 田 作 吉

一 建築物の位置 東伯郡倉吉町大字新町一〇八一ノ五

一 同 用途 住 宅

一 同 構造 木 造 瓦 葦 二階建 一棟

一 同 規 模 建築面積 五四、三七平方米

突出する部分一三、五九同

一 許可條件

◇鳥取縣告示第三百五十六号
市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 米子市上後藤五五 福谷当凱
 一 建築物の位置 米子市上後藤八五ノ三
 一 同 用途 住宅
 一 同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
 一 同 規模 建築面積 五〇、〇二平方米
 一 同 突出する部分 同
 一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること
 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある
 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと。

◆鳥取縣告示第三百五十七号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のようによく設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 米子市豆腐町二四 芳尾儀一郎
 一 建築物の位置 鳥取市豆腐町二四
 一 同 用途 住宅
 一 同 構造 木造 亞鉛鐵板葺 二階建 一棟
 一 同 規模 建築面積 三九、一三平方米
 一 同 突出する部分二二、三〇同

一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること
 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある
 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと。

◆鳥取縣告示第三百五十八号

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと

◆鳥取縣告示第三百五十八号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のようによく設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 米子市博労町四丁目八二
 一 建築物の位置 米子市博労町四丁目八二
 一 同 用途 住宅
 一 同 構造 木造 瓦葺 平屋建 一棟
 一 同 規模 建築面積 四八、〇二平方米
 一 同 突出する部分三、三〇同

一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること

00759

一 建築主の住所氏名 米子市上後藤五五 福谷当凱
 一 建築物の位置 米子市上後藤八五ノ三
 一 同 用途 住宅
 一 同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
 一 同 規模 建築面積 五〇、〇二平方米
 一 同 突出する部分 同
 一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること
 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること
 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある
 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと。

◆鳥取縣告示第三百五十九号

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと

◆鳥取縣告示第三百五十九号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のようによく設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 米子市博労町二丁目五三
 一 建築物の位置 米子市博労町二丁目五三
 一 同 用途 住宅
 一 同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
 一 同 規模 建築面積 二七、一八平方米
 一 同 突出する部分二七、一八平方米

00760

一、許可條件

、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ないと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

◇鳥取縣告示第三百六十号

昭和二十五年七月二十五日

| 登録番号 | 登録年月日 | 商号又は名称 | 主たる営業所の所在地 | 申請者氏名 |
|------------|-----------|---------------|---------------|-------|
| 鳥取縣知事登録第二號 | 昭和二年五月十三日 | 大開建設株式會社 | 元鳥取縣西伯郡野田二四九号 | 申請者 |
| | | 改鳥取縣西伯郡淀江八十九町 | 片山太 | 取締役長 |

昭和二十五年七月二十五日印刷
昭和二十五年七月二十五日發行
鳥取縣公報
(第三種)

| | |
|------------|-----------------|
| 登録番号 | 鳥取縣知事西尾愛 |
| 登録年月日 | 昭和二十年三月二十八日 |
| 商号又は名称 | 三和建設株式會社 |
| 主たる営業所の所在地 | 鳥取縣米子市灘町三丁目八番地 |
| 申請者氏名 | 取締役社長谷口順一 |
| 登録事由 | 第一四八号登録(い) |
| 登録者 | 鳥取縣知事 |
| 登録年月日 | 昭和二十一年三月二十八日 |
| 登録番号 | ◇鳥取縣告示第三百六十二号 |
| 登録事由 | 次の土地はその公用を廢止する。 |

◆鳥取縣告示第三百六十一號

建設業法第九條第三項の規定による届出があつたから同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年六月十三日抹消した。